

あ と が き

この実践記録を編集していくうちに、あるいくつかの事実を再認識させられました。地域の状況が確実に重度化しているということもそのうちの一つです。しかし、そうした状況と相反するように援助側の対応は未整備なままです。行政対応も都道府県、市区町村ごとにまちまちであり、必ずしも市民のニーズに即応した援助が展開されているとはいえないものがあります。

そうした中、本市では、サービス協会の設置をはじめとする、在宅福祉サービスの推進に力を入れてきました。試行錯誤を繰り返しながらも、活動は徐々に広がりを見せ、市民の皆様からも一定の評価をいただいています。

もちろん、マンパワーの確保対策を筆頭に解決しなくてはならない問題が山積となっていますし、その道のりは決して楽なものではないでしょう。それでもこうした地道な活動の積み重ねが、一つの指針となることを信じています。

サービス協会では、在宅の保健福祉サービスをトータルに提供しているわけですが、当然そこにもいくつかの問題が派生しています。その一つの例が訪問看護とホームヘルプサービスの役割分担の明確化です。平成元年の要綱改正にともなって、ヘルパー業務の中に、入浴の介護をはじめとする、いわゆる介護型のサービスが含まれるようになりました。これはある意味で、訪問看護婦とホームヘルパーのサービスの内容が接近していることを表しています。また、地域の状況がこれだけ重度化してきていることや、深刻な看護婦不足からくる過度なホームヘルパーへの負担を考えると、その必要性が増してくるといえるでしょう。

だからこそ制度的に確立させたいのが、ケースマネジメント機能です。ニーズとサービスを結ぶ新しい支援システムとして社会的に認知されることが求められています。

神奈川県では、国でいうところの高齢者サービス調整チームと同じ役割を持つ保健福祉サービス調整機構の設置を推進してきました。

本市でも平成元年度に調整機構をスタートさせましたが、本来両輪といわれる協会との関連は稀薄といえます。唯一訪問看護、訪問機能訓練については、調整機構に位置付けられるところの療養者ケース会議において、その適否決定がなされる仕組みとなっているのみです。

そこで提案したいのが、調整機構に処遇判定機能と、強化された権限を与え、在宅保健福祉サービスをトータルにケースマネジメントしようという考えです。これまで本市の調整機構は、高齢者、障害者といったようにハンディ別に部会、そしてケース会議が設けられていました。それをサービス別に設置するのです。その際、煩雑になるであろう調整機構事務局の事務量も考慮し、部会及びケース会議は一本化します（図

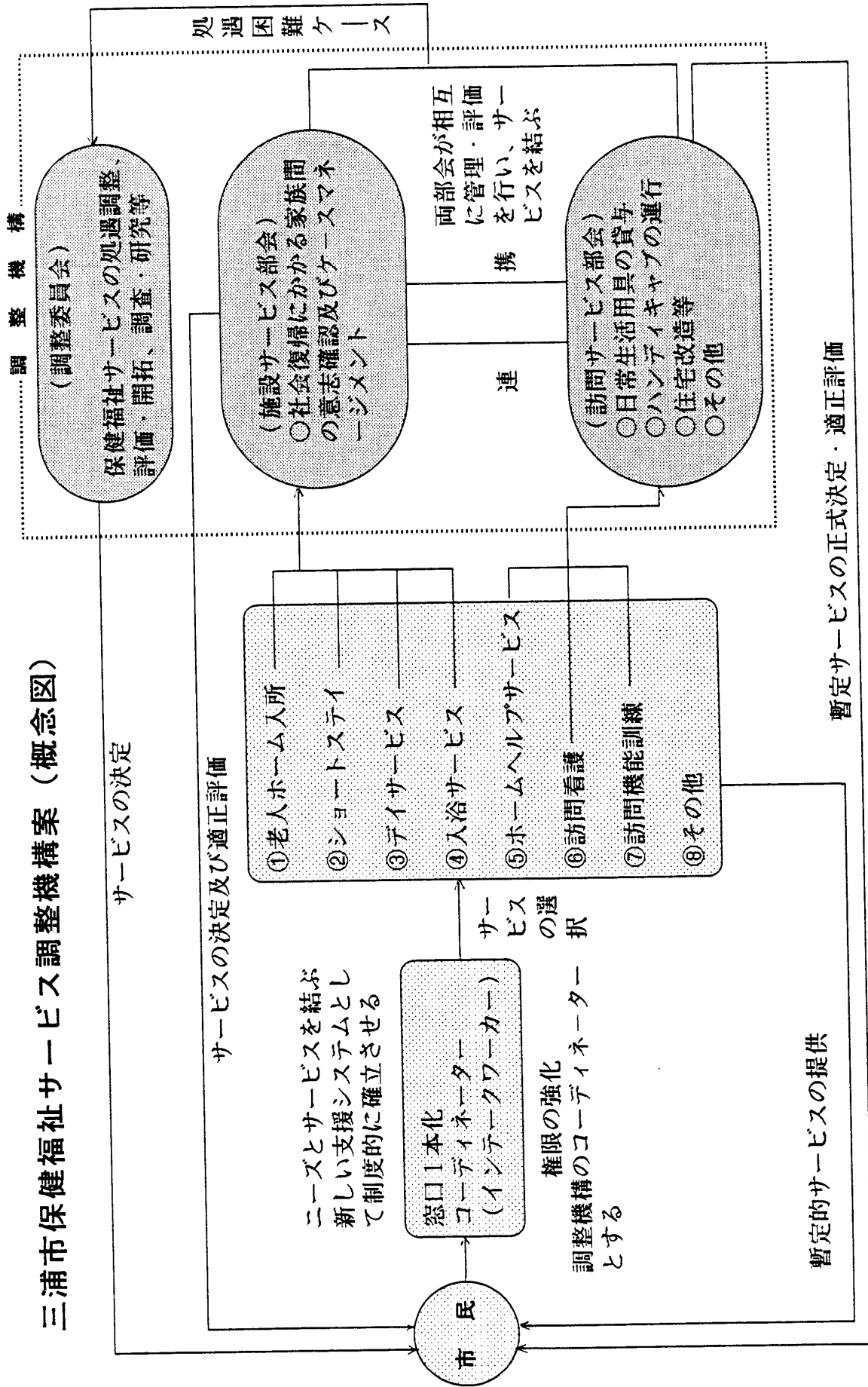
ー5参照)。同時にコーディネーターの複数制も廃止し、インタークワーカーをかねるスーパーバイザーをコーディネーターとして配置するのです。このコーディネーターには本市で実施されている訪問サービスを暫定的に利用者に提供できるよう権限を与え、緊急ケースにも備えます。その後、暫定的に提供されているサービスの適正評価を、月に一度開催される①訪問サービス部会で諮り、正式決定とします。また、この訪問サービス部会の中で日常生活用具の貸与、あるいはハンディキャブの運行といった在宅ケアに必要なサービスの適正評価も併せて行います。そして訪問サービス同様在宅保健福祉サービスの要となるデイサービス、ショートステイといった、施設の地域解放、及び有効利用によるサービスは、従来の老人ホーム入所判定会を拡充し、施設サービス全般のケースマネジメント機能を持つ②施設サービス部会によって、その適否決定を行うのです。また、両部会は相互に管理・評価を行い、連携の強化を図るとともに、双方の質を高めあいます。さらに処遇困難ケースについては、両部会の上部組織となる調整委員会につなげ、諸問題の解決にあたります。この委員会は、ケース検討委員会と調整委員会を統合した組織で、具体的処遇判定はもとより、調整機構が本来持つべき機能である、保健福祉サービスの評価・開拓、調査・研究といった作業も進めていくこととなります。(10ページの図-2と図-5を比較してみてください)

このようにサービス別に処遇調整することによって、先程問題視した訪問看護婦とホームヘルパーの役割分担も、おのずと明確化されてくると考えます。

その多くが委託事業であり、処遇判定に関して何の権限も持たないサービス協会にとって、調整機構の処遇判定機能の強化とそれへの参画は、自らがたてたケア計画を自らが実践すると言う意味において、極めて有意義なのです。

この実践記録が、こうした基本的問題点を浮き彫りにしたということと、自らが歩んできた道のりを再確認できたことに感謝し、協会のさらなる発展に向けて研鑽に努めて行きたい考えです。

三浦市保健福祉サービス調整機構案（概念図）



(図-5)